

法学部コミュニティ・コース

2022年度ガイド



THE UNIVERSITY OF KITAKYUSHU
公立大学法人北九州市立大学

目次 (Contents)

■ コース内容・受講料・受講期間……………	P1
■ 例えばこんな受講が可能です……………	P2～3
■ 受講できる科目……………	P4～5
■ コミュニティ・コース (C.C.) 受講生の声……………	P6
■ よくある質問 Q&A ……………	P7～9
■ 北九州市立大学法学部について……………	P10
■ コミュニティ・コース (C.C.) の設置の趣旨……………	P11
■ 大学用語集……………	P12～13

～ 2022年度コミュニティ・コース(C.C.) 年間スケジュール ～

申込から決定まで

・ 募集説明会	2月 1日(火) <u>13時 ～ 14時</u>
・ 募集期間	2月 1日(火) ～ 2月10日(木)
・ 選考結果送付	3月 14日(月)
・ 受講科目調整会・学習用システム説明会	3月 31日(木) <u>13時 ～ 15時</u>
・ 受講許可書交付	4月 1日(金)
・ 受講料納入期間	4月 1日(金) ～ 4月11日(月)

1 学 期

・ 1学期授業開始	4月 9日(土)
・ 期末定期試験期間	8月 1日(月) ～ 8月 6日(土)
・ 夏季休業期間	8月 10日(水) ～ 9月30日(金)
・ 1学期成績開示	9月 中旬

2 学 期

・ 2学期授業開始	10月 1日(土)
・ 期末定期試験期間	1月 31日(火) ～ 2月 6日(月)
・ 2学期成績開示	3月 上旬
・ 修了証書交付	3月 24日(金)

「コミュニティ・コース(C.C.)」ってなに？

- 法学部コミュニティ・コース(Community Course:略称 C.C.)とは、北九州市立大学法学部が、学ぶ意欲のある「社会人」の方々に、大学で行われている専門教育を提供するコースです。社会に出てから、職場や家庭において、法律や政策の知識を持っていればと感ずることがきっとあると思います。そうしたときに、必要とされる専門教育を皆さんに提供していこうという法学部の制度です。この冊子をご覧になっている皆さんの前には、大学という「**知の宝庫**」へと**続く扉**が開かれています。
- 専門的な知識や問題解決の技術(スキル)を修得するために、皆さん自身が関心を持っている問題やテーマに沿って、皆さんが選んだ担当教員による定期的な指導(以下、「**対面指導**」と呼びます。)と、法学部で開講されている講義科目を組み合わせで学んでいきます。対面指導では、C.C.受講生と担当教員が直接議論を交わしながら、講義科目では在學生と一緒に受講して、共に学び、共に研鑽を積んでいきます。
- C.C.を修了した方には「**修了証書**」を交付します。この修了証書は、大学卒業資格や単位修得の証明をするものではありません。また、修了証書以外の証明書は一切発行しません。

コース内容・受講料 ～ニーズに合わせたコースが選べます～

C.C.では、対面指導を必須として、法学部が開講している専門教育科目の中から複数の講義科目を組み合わせで受講します。社会人の皆様方のニーズに応じて、受講できる総科目数のパターンを選択できます。

コース名称	コース内容	受講料/年額
入門コース(3科目型)	対面指導(必須) + 1科目～3科目を選択	94,800 円
総合コース(7科目型)	対面指導(必須) + 5科目～7科目を選択	189,600 円

- ※ 「入門コース」と「総合コース」の違いは、受講できる講義科目数のみです。忙しくて多くの講義が受講できない方は「入門コース」を、自分の学びたいテーマについて、体系的に多くの科目を受講したい方は「総合コース」をおすすめします。
- ※ 対面指導は月 1 回程度行います(担当教員との調整によります)。

受講期間

2022年 4月～2023年 3月の1年間

例えばこんな受講が可能です。

* 過去の時間割をもとにしたモデルケースです。

- C.C.受講生は、まず学びたい分野の担当教員を選択し、関連のある講義科目を組み合わせることで時間割を決定します。講義科目は「入門コース(3科目型)」なら1～3科目、「総合コース(7科目型)」なら5～7科目と、自分のスケジュールに合わせて受講数を調整できます。
- 受講科目は、3月31日(木)に行われる「受講科目調整会」において、担当教員と話し合って決めていくことができます。

● Case 1

住みやすい街にするために学びたいDさん

Dさん
45才

私のまちは私がつくる！

ゴミ置き場の管理を誰が担うのか、リサイクルと資源ゴミの回収にどう取り組むか、駅前に大量に自転車が放置されていて通行の妨げになっているけど…。今の世の中、行政が動くのを待っているだけでは、安全で住みやすい環境は手に入りません。でも、いったい誰がどうやって？
動けば問題は解決に向けて動き出すのか。ここで学べば、その答えがみえてくるかもしれません。

『入門コース(3科目型)』で 地域社会の問題解決について学べる講義を中心とした時間割

1学期 (4月～8月)	月	4限	都市政策論
	金	2限	公共政策論
2学期 (10月～2月)	水	2限	環境政策論

プラス
+

対面指導(必須)
※月1回程度

※勉強の進め方や「住みやすいまち」づくり
についての対面指導

● Case 2

裁判員制度について学びたいKさん

Kさん
52才

裁判員って何だろう・・・？

『裁判員制度』の「裁判員」って何をするんだろう？テレビや新聞で犯罪や裁判の話は見聞きするけれど、実際の裁判で何が行われているか、よく分らない…。だから、私は学んでいます。

『入門コース(3科目型)』で刑法訴訟法について学べる講義を中心とした時間割

1学期 (4月～8月)	木	2限	法学総論
	木	5限	刑事訴訟法Ⅰ
2学期 (10月～2月)	木	5限	刑事訴訟法Ⅱ

プラス
+

対面指導(必須)
※月1回程度

※勉強の進め方や「裁判員制度」について
の対面指導

講義時間

1限	9:00-10:30
2限	10:40-12:10
3限	13:00-14:30
4限	14:40-16:10
5限	16:20-17:50

6限	18:00-19:30
7限	19:40-21:10

※原則として、1～5限に開講します。

受講科目数についての注意点

- 科目によっては、「○曜○限とペア」と時間割に表記されているものがあります。これは、その科目の講義を週に2回受講するもので(例えば月曜4限と水曜2限に受講など)、ペアで1科目とカウントします。

● Case 3

年金制度について学びたいRさん



国民年金は本当に大丈夫なのだろうか？

私の周りの人は、「年金なんて払ったってどうせ戻ってこないんだから払い損だよ」と言う人もいるし、払ったお金は実は今のお年寄りのために使っているって話らしいし、自分のためじゃないお金を払うのって、なんだか虚しい気がするけど……。そもそも年金制度ってどうなっているの？

『総合コース(7科目型)』で年金制度について学べる講義を中心とした時間割

1学期 (4月～8月)	月	2・3限	民法総則(ペア)
	月・水	4・2限	債権総論(ペア)
	火・金	5・4限	行政法総論(ペア)
	木	3限	福祉政策論
2学期 (10月～2月)	月	4限	社会サービス法
	月	5限	所得保障法
	水	1限	福祉国家論

プラス
+

対面指導(必須)
※月1回程度

※勉強の進め方や「年金制度」についての対面指導

※ ペア科目は、ペアで1科目とカウントします。また、ペア科目の場合、同一科目で開講曜日が異なる場合があります。

● Case 4

身近な問題について、もう少し深く考えてみたいMさん



もう一度学びたい

定年退職後、地域の問題に多く関わるようになり、選挙以外の方法で政策を決めていくプロセスに参加する方法を大学で学んでいます。

『総合コース(7科目型)』で政治学について学べる講義を中心とした時間割

1学期 (4月～8月)	水	1限	地方自治論
	木	3限	福祉政策論
	金	1限	政治学
2学期 (10月～2月)	木	3限	政治文化論
	金	2限	行政争訟法

プラス
+

対面指導(必須)
※月1回程度

※勉強の進め方や「政治学」に関する諸問題についての対面指導

受講できる科目

- 法学部の教育課程(カリキュラム)は、主として、「基盤教育科目」と「専門教育科目」から構成されています。C.C.では、「専門教育科目」を受講できます。(ただし、専門教育科目でも一部受講できない科目があります)。

法学部には、法律学科と政策科学科の2学科があり、法律学科では、主として法律学の理論と実践(判例)を学ぶことによって、法的・論理的な思考能力(リーガル・マインド)を身につけることができます。政策科学科では、社会で生起するさまざまな問題や政策課題、そしてそれらの解決策、さらにその背景となる思想や国内外の情勢を学ぶことによって政策立案能力を身につけることができます。

- 専門教育科目(※C.C.では一部受講できないものがあります)

- ・法律学科…………… 下表を参照
- ・政策科学科…………… 5ページ下表を参照

対面指導 (必須)

＋ プラス

【法律学科:専門教育科目】

講義科目				
	様々な法分野を体系的に学びます。日本の法は、憲法を頂点として相互に関連する体系を構成しています。講義を通じて、これら各法分野の知識を修得し、理解を深めていきます。			
	基礎法系	公法・刑事法系	民・商事法系	社会法・国際法系
	各法分野を横断的に支える基礎的分野	国や地方自治体と個人との関係を規律し、その機構や国家権力の行使を対象とする法分野	個人と個人の財産関係や家族関係、企業活動を規律し、私人間の利害調整を対象とする法分野	雇用・福祉・市場を規律し、または国際社会の諸現象を規律する法分野
1年次以上	・法学総論 ・現代法曹論Ⅰ	・日本国憲法原論 ・憲法人権論 ・刑法総論	・民法入門 ・民法総則 ・親族法	・社会法総論
2年次以上	・現代法曹論Ⅱ ・法思想史 ・外国法 ・法社会学 ・法哲学 ・紛争処理論	・憲法機構論 ・憲法訴訟論 ・行政法総論 ・行政争訟法 ・刑法各論Ⅰ・Ⅱ ・刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ ・刑事司法政策Ⅰ・Ⅱ	・物権法 ・債権総論 ・相続法 ・担保物権法 ・民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ ・会社法 ・企業取引法Ⅰ ・企業法総論 ・債権各論Ⅰ	・雇用関係法 ・労使関係法 ・社会サービス法 ・所得保障法 ・国際法Ⅰ・Ⅱ
3年次以上	・法律実務論Ⅰ・Ⅱ ・比較法文化論 ・法史学	・地方自治法 ・国家補償法 ・犯罪学	・倒産処理法 ・企業取引法Ⅱ ・金融商品取引法 ・企業法の現代的展開 ・債権各論Ⅱ	・独占禁止法 ・知的財産法 ・環境法 ・社会法の現代的展開 ・国際私法 ・現代国際関係法 ・国際取引法
4年次				

注・・・C. C. で受講できない科目

- **基盤教育科目**（基盤教育科目は、学部・学科の区別を問わず、全ての学生が学ぶ課程です。基盤教育科目で学習する諸領域は、専門教育課程のための基礎ないし準備的な教育を目指したものではありません。）
 - ・教養教育科目、・情報教育科目、・外国語教育科目
- **法律学科提供科目のうち**
 - 現代法曹論Ⅰ
 - 法学基礎演習Ⅰ・Ⅱ
 - 外国文献研究Ⅰ・Ⅱ
 - 専門演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ
- **政策科学科提供科目のうち**
 - 政策入門演習
 - 演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
 - 政策実践プロジェクトⅠ・Ⅱ・Ⅲ
 - 卒業論文・卒業研究
- **受講者数調整・受講制限を行う科目**
- **本学学生の受講申告がない科目**

対面指導（必須）

＋ プラス

【政策科学科：専門教育科目】

	政策能力形成科目	政策理論科目	政策実践科目
	政策科学を学ぶための基礎的な知識・能力の形成のための科目	政策研究に必要な基礎理論・思想などの科目	具体的な政策課題を様々な観点から分析する科目
1 年 次 以 上	・政策科学入門Ⅰ ・政策科学入門Ⅱ	・政治学 ・行政学 ・政策規範論 ・政治過程論 ・都市環境論 ・福祉国家論	・NPO論 ・都市経済論 ・政治文化論
2 年 次 以 上		・公共政策論 ・政策過程論 ・政党政治論 ・行政組織論 ・政策評価論 ・政策計量分析 ・都市計画概論 ・政策理論特講 ・現代政治思想 ・西洋政治史 ・政治思想史	・地方自治論 ・福祉政策論 ・地方行政改革論 ・自治体政策研究 ・公共経営論 ・対外政策論 ・都市政策論 ・環境政策論 ・地域統合論 ・アジア地域社会論 ・途上国開発論 ・政策実務特講 ・応用政策特講 ・都市マネジメント論 ・アジアのエスニシティ政策
3 年 次 以 上		・外国文献研究A	・外国文献研究B
4 年 次			

70代 男性『コミュニティ・コースを受講して感じたこと』

新型コロナウイルス感染症の影響により1年間待たされ、やっと50年振りに講義を受けられる、と思っていたのに、1学期に受講した2科目とも遠隔授業だったのでがっかりしましたが、やっと2学期からは3科目のうち2科目が教室での対面授業になりました。やはり教室での講義の独特な雰囲気は実際に受けてみないことには感じられません。

また、講義とは別に担当教員による個別指導も受けられ、授業の進捗状況の確認や、1対1での授業という贅沢な経験もさせていただきました。もっとも私の頭脳の方が全く追いつかず悪戦苦闘の日々でした…。

受講理由の一つである、何かの本のなかに「明日はもう死んでいるかも知れない。という気持ちで日々を過ごすこと」という言葉があり、今できることをとの思いで受講したのでした。

この1年間「大学での勉強」を経験させていただいて、改めて学ぶこととは何かを考え、真に学ぶことの喜びを感じさせていただきました。

60代 男性『年金生活者になってからの学び直し』

現役時代に、会社の海外・国内のMBA修得制度がありましたが、業務に追われ、チャレンジできませんでした。今回、年金生活者となり、毎日が日曜日です。一念発起し、本コースにチャレンジしました。私は入門コース（基礎編）ですが、週一回*、担当の先生とのマンツーマンの講義は、大学時代に学んだ途上国開発論がメインですが、SDGsに関する経済的論議にまで発展し、学部及び院の学生さんと同一レベルの内容となり、小生も学生さんへプレゼンする機会をいただき、40年振りに、大学生活を経験することができました。プレゼン資料作成のため、図書館を有効利用していると、館内には小生よりも年長の方が数多く学習されていて自らの大きな刺激となりました。

人生100年と言われますが、今回の気づきもバネとして大きく飛躍できるよう、今後も社会人講座にチャレンジしていく所存です。

*対面指導は、原則として月1回程度ですが、受講生の希望があり、かつ、担当教員が必要と認めた場合には、対面指導の回数が増えることもあります。

よくある質問 Q&A

Q1

C.C.受講生はどれくらいの数の講義を受講するのですか？

受講する講義の数はコースによって異なり、コース内の決められた科目数の範囲内であれば、担当教員と相談のうえで決めることができます。受講できる講義科目数は、「入門コース(3科目型)」では1～3科目、「総合コース(7科目型)」は5～7科目です。受講する講義科目に加えて、担当教員による定期的な指導(「対面指導」と呼びます。)を月1回程度行います(対面指導は、講義科目数には含まれません)。

コース名	コース内容
入門コース(3科目型)	対面指導(必須) + 1科目～3科目を選択
総合コース(7科目型)	対面指導(必須) + 5科目～7科目を選択

Q2

「担当教員による定期的な指導(対面指導)」とは、具体的にどのようなものですか？

履修状況の確認のほか、学習方法等の相談をすることができます。具体的な内容については、教員一覧をご参照ください。

Q3

週にどれくらい大学に通うことになりますか？

受講する科目数や講義の時間割によりますので、人それぞれ異なります。現在受講中の方は、入門コースの方で週に2～3日通う方が多いようですが、必ずしもそうとは限りません。詳しくは、受講科目調整会の際に配布する時間割で確認できます。

Q4

在学生と同じ講義を受講するのですか？

在学生と同じ講義を受講します。

Q5

大学の「講義」とはどのようなものですか？

大学教育の中で、それぞれの学問領域についての基礎的・一般的な知識を提供することを「講義」といいます。

Q6

どのような科目を受講できるのですか？

法学部で開講される専門教育科目を受講できます。ただし、専門教育科目の中には一部受講できないものがあります。詳しい科目名や受講できない科目については、このガイドの4～5ページの「受講できる科目」をご覧ください。また、シラバス(講義概

要)も合わせてご参照ください。

※「シラバス(講義概要)」は募集説明会、受講科目調整会でご覧いただけます。

Q7

C.C.を修了すると単位が修得できますか？

単位認定は行いません。ただし、成績評価を行いますので、定期試験の受験を推奨します(Q8、9 参照)。

また、C.C.を修了した方には修了証書を交付します。ただし、この修了証書は大学卒業資格や単位修得の証明をするものではありません。また、修了証書以外の証明書は一切発行しません。

※原則、担当教員が対面指導を修了したと認めた場合に、C.C.を修了したものと認められます。

Q8

C.C.受講生も試験を受けるのですか？

一般学生の場合には、小テストやレポートの提出、そして学期末試験等が成績評価・単位認定の条件になっています(科目によって条件は異なります)。C.C. 受講生については単位認定は行いませんが、成績評価を行います(Q9 参照)。大学で勉強するのですから、一般学生と同じ試験を受けて勉強の成果を試してみることをお勧めします。

※なお、正当な理由で「試験を受けられない」、「課題を提出できない」、などの事情がある場合には、科目担当教員が個別に判断いたしますので、各科目担当教員にご相談ください。

Q9

成績評価の方法は？ また、自分の成績を見ることはできますか？

C.C.受講生全員に、成績開示を行っています。

成績評価の方法は、小テストの成績・レポートの評価・学期末試験の成績等を基礎として行われますが、その評価は科目担当教員によって異なります。なお、学期末試験未受験の場合の成績は、原則として評価不能(ー)となります。

対面指導については、各学期ともに担当教員が指導を修了したと認めた場合は可となります。ただし、対面指導の修了認定を受けられなかった場合でも、各学期で1科目以上の講義科目が可である場合には修了したものとします。

成績	評価点
秀(S)	90 点以上
優(A)	80 点以上～90 点未満
良(B)	70 点以上～80 点未満
可(C)	60 点以上～70 点未満
不可(D)	60 点未満
評価不能(ー)	

Q10

C.C.のメリットはなんですか？

正規の学生は合格した科目を複数回受講することができませんが、C.C.受講生は、成績評価が合格となっても同一科目を翌年度以降も繰り返し受講することができます。繰り返して講義を受講することで、新たな発見や学びにつながります。

Q11

受講料の分割納入はできますか？

2期分割納入が可能です。

分割納入を希望される方は、事前に地域連携課までご相談ください。

Q 12

車で通学できますか？

現在、北九州市立大学のキャンパス内の駐車場は台数に限りがあるため、在学生は毎年4月に学内駐車許可申請を行い、体が不自由な人や介護者・育児者、就業者で勤務の都合により車両での通学が必要な人から優先的に学内駐車許可証を交付しています。C.C.受講生も学生と同様に駐車許可申請を行い、同じ条件のもとで審査を受けます。駐車許可が得られなかった方は公共交通機関で通学していただくことになります。

北九州市立大学法学部について

■法学部とは

法学部(1973[昭和 48]年 4 月開設)は法律学科と政策科学科の 2 学科からなり、各専門分野の権威と新進、老練と気鋭の教授陣が適切に配されており、学部創設以来、自由でアカデミックな学問的雰囲気のもとで、活気ある教育研究と学部運営が行われています。また、1984(昭和 59)年 4 月には、大学院法学研究科を設置して、高度の専門教育の体制も整えています。

本学部では、カリキュラム編成に当たり、幅広く一般教養を身につけることができるようにするとともに、法律学・政策科学・政治学の専門科目を初年次より体系的に受講する方式を採っています。さらに、専門科目だけでなく、関連する経済学等の社会科学領域についても受講できるようにし、さらに、新しい学際的な研究分野についても、適宜にとりあげるよう努めています。

■少人数教育の重視

本学部における教育的特色は、教員と学生の少人数教育を重視していることです。また、研究・調査や教育内容を通じて、あるいは公開講座・講演会・外国の大学との研究交流等によって、地域との連帯や、国際化への対応も強化しています。

■着実にのばす就職実績

卒業生はそれぞれ国や地方の公務員を始めとして、教育界、商社・銀行・製造業やサービス業等、広く官公庁や企業において活躍しており、その堅実性が評価されて就職実績を着実に伸ばしています。

■法律学科

“人・物・金・サービス・情報にかかわる諸問題をリーガル・マインドで理解・判断し、解決する実践力を養う”

法律は、高度に発達した現代社会をコントロールする枠組みです。社会の様々な現象と課題に適切に対応するためには「法的思考力(リーガル・マインド)」が必要となります。

法律学科は、この思考力を身につけること、すなわち、法についての深い理解、広い知識、総合的判断力を持ち、社会の諸々の現象に適切に対応することができる能力を培う法学教育を行い、現代社会の課題に柔軟に対応できる主体的・実践的な人材の養成を目指しています。

■政策科学科

“地域・国家・世界各レベルの問題を発見・分析し、主体的に政策を構想・立案・実行する能力を養う”

現代の世界は、福祉・環境・情報、政治体制や国家の枠組みの動揺、頻発する民族紛争、経済のグローバル化など、ミクロからマクロまでの各レベルで新たな問題に直面しています。それらを課題として捉え解決を図ることが、現代を生きる私たちに求められることです。

そのような現代的要請に応えようと政策科学科は、政策に関する理論を追求する政策理論科目群、フィールドワーク等の手法を用いて問題を分析する応用政策科目群、政策と密接に関わる法の知識を獲得する政策関連法科目群を体系的に配置しています。また、情報処理関連科目を必修として「情報化」への対応も考慮しています。

■開かれた大学 ― 地域に根ざした大学を目指して

北九州市立大学は、社会に対して、そして地域に対して開かれた大学を目指し、大学における学問研究の成果を「公開講座」や市民センター等での講演という形で積極的に開放するよう努めています。また、勤労者や社会人のための「特別選抜」の実施や「科目等履修生」制度による社会人等に対する勉学の場の提供、あるいは図書館や体育施設の一般市民への開放等、「生涯教育」の場を広く提供するなど地域社会の文化と教育の発展に寄与することを目指しています。

しかし、一般市民の教育へのニーズはますます多様化・高度化してきており、既存の制度だけでは、十分これに応えられなくなっているのも事実です。そこで、法学部では、専門教育科目を地域社会に開放し、地域社会の法律学・政治学・政策科学に関する要求に応えることにしました。これが、「コミュニティ・コース(C.C.)」です。

C. C. 設置の趣旨

■ 本学独自の生涯教育システム

C.C.は、学校教育法等にも特別の規定はありません。本学法学部独自の生涯教育システムです。「生涯教育の一環として地域住民に大学教育を組織的に提供すること」をその目的としています。

「生涯教育」は、最近の流行語のようですが、その語源は“lifelong education”の訳語で、人間は学齢期だけでなく、生涯にわたって学び成長する可能性をもっており、その学習が保障されるべきだ、というメッセージの込められたことばです。1965(昭和 40)年にパリで開かれたユネスコの成人教育推進委員会で、この語を使って生涯にわたる教育を組織的に進めることが提案されました。技術革新に伴う生活様式の変化、労働力の有効な再利用、余暇の増加、高齢者社会の到来などから、とくに必要とされるようになり、わが国でも 1971(昭和 46)年、中央教育審議会が「生涯教育について」答申を行い、その政策化が始まりました。放送大学・大学開放の公開講座・民間のカルチャーセンターなどの盛況は、成人の学習意欲の強さを示しているといわれ、臨時教育審議会の教育改革の重点の一つにもなり、いろいろな意味で話題となりました。

中央教育審議会「生涯教育に関する小委員会」座長の三浦朱門氏は、「生涯学習と言われる大洋は広大かつ複雑で、たった一つの単語でカバーすることはドン・キホーテ的な冒険かもしれない。しかしこの大洋に鬱勃として動いている、さまざまな潮流に棹さしている人々の要望を国も自治体も、教育関係者も、今や無視することはできなくなっている」と述べ、市民の「生涯学習」の要求に応える「生涯教育」システムの開拓が不可避であることを主張しています。同委員会の「中間報告」では、大学の自主性に基づいて、生涯学習のために、履修形態やカリキュラムの多様化・柔軟化を進めていくことの重要性が指摘され、また、国や地方公共団体には、人々の学習が円滑に行われるよう、生涯学習の基礎を整備し、人々の自発的・自主的な生涯学習の基盤を整備していく役割が期待されています。

本学でも、生涯教育の在り方についてこれまでにいろいろと論議を重ねてきました。とくに法学部では、1988(昭和 63)年の「第 2 部」開設に際して、社会人特別入試の制度を作り、大学で一般学生と全く同じカリキュラムをこなし、大学卒業資格を得たいと希望されている社会人の方々のために、門戸を拡げました。彼らの学習意欲は素晴らしく、他の学生ばかりか、教員にも多くの刺激を与えてくれています。ただ、このシステムは、語学や体育実技なども受講しなければならず、資格取得を目指す人には良い制度だとは思いますが、二宮尊徳ばりの蛍雪生活を必要とします。

なお、現在では「第 2 部」(夜間部)の制度は廃止されています。

そこまでの時間的・経済的余裕はないけれど、一般的あるいは専門的な教養を身につけたいとお考えの方々には、特定のテーマについて、リレー講座を提供して人気のある「公開講座」があります。しかし、これは一般学生とは別に、社会人だけを対象とする特別の講演を聞くことになるので、当該テーマに特別の興味がある人には適していますが、大学生として広く学びたいという人には不向きです。

このような方には、一般学生と同じ講義を履修する「科目等履修生制度」があります。この制度は、「この先生のこの科目を履修したい」という具体的な希望のある人にはいいのですが、資格上の制限もあり、大学というものの特殊性にあまり慣れていない人には、ちょっと敷居の高い制度であることも事実です。

そこで、法学部では頭をひねり、「やりたいことは、おぼろげながら決まっているのだけれど、どんな先生にどんなふうにして指導を受けるとうまく勉強できるのかが分からない」という人達の生涯教育の新しいニーズに応えるために、C.C.を創りました。例えば、外国人の人権はどうなっているのだろうかとか、女性や子供の人権はどうしたら守れるのかとか、日本をとりまく国際情勢はどうなっているのだろうかなど、地域社会には、いろいろな学習意欲が渦巻いていることが、これまでの第 2 部の授業や公開講座などの経験を通じて明らかになってきました。

具体的には、教員による定期的な指導(＝対面指導)を必須として、学生と共に講義を受講することで、教員・一般学生・地域住民が共有している問題関心をより発展させていくことにしました。しかし、大学のカリキュラムというものは、かなり組織的に整理されており、一部分をつまみ食いするだけでは十分理解できるものではありません。講義と対面指導が一体となり、さらにはその問題を取りまく関連領域の理解とあいまってより深い理解へとつながっていくものです。前述のような問題関心をお持ちの方には、法学部で用意している体系的かつ組織的な教育システムの内のかたまりの一つを受講していただき、その方の生涯学習の一助にさせていただこうというのが C.C.の目的です。いうなれば、一般の大学教育がフルコースのメニューだとすれば、公開講座は日替り定食、科目等履修生制度は一品料理、そして C.C.は、メイン・ディッシュの決まったランチとでもいえるでしょうか。魚がいいのか、肉がいいのか、何を食べたいのか、お目当てのメイン・ディッシュが決まっている方にはお勧めのコースです。

■生涯教育

人間は学齢期だけでなく、生涯にわたって学び成長する可能性をもっており、その学習が保障されるべきだ、という主張。1965(昭和40)年にパリにおけるユネスコ主催の成人教育推進委員会で、この語が用いられた。技術革新に伴う生活様式の変化、産業界の養成による労働力の有効な再利用、余暇の増加などからその重要性が主張されている。わが国では、1971(昭和46)年に中央教育審議会が「生涯教育について」答申を行い、その政策がはじまった。放送大学の発足、大学開放による公開講座、カルチャーセンターの盛況は、成人の学習意欲の強さを示している。また、臨時教育審議会は教育改革の重点の一つに、学校教育中心から生涯学習体系への移行をあげている。1988(昭和63)年文部省は、担当部局を生涯学習局に格上げし、本格的に取り組む体制を整えた。1989(平成元)年10月には、前記小委員会の審議経過の報告が提出されている。このように、生涯学習・生涯教育に対するニーズの高まりにともない、国も対応策を模索しつつある。しかし、社会全体の管理がますます強化されつつある状況の中で、このような一連の動きが市民の全生涯を統制することにつながるのではないかと危惧する声も聞かれる。重要なのは、市民一人ひとりが、自分で考え、行動していく力を育てていくことである。生涯教育の一環としての C.C. のキーワードは、本当の意味での「自主性」である。

■コミュニティ

地域社会・共同体・共同生活体・共同社会などと訳される。人間の歴史を振り返れば、地縁的な共同体こそが唯一の集団であったのだろう。ところが、社会の発展に伴い、特定の機能の遂行を目的とする意識的な目的集団が共同体の中で分化していき、目的遂行集団としてのアソシエーション(association)が成立していった。アソシエーションの機能の拡大・分化は、伝統的コミュニティを解体していく。しかし、人間の欲求は、目的合理性の追求だけでは充足され得ない。一定の地域住民が、その地域の風土的個性を背景に、その地域の共同体に対して特定の帰属意識をもち、自身の政治的自律性と文化的独自性を追求するコミュニティを再構築したいという要求が高まっている。大学も、卒業資格を取得するためのアソシエーションから、地域社会が構成するコミュニティの構成単位の一つへとその役割を変えつつある。学歴社会から生涯学習社会への視座の転換が要請される由縁である。

■公開講座

大学等において、その研究成果を広く社会一般に開放するために、当該大学の教員が一般社会人を対象に講義を行う事業の総称。戦後の教育改革の中で、学校の開放の一環として始められた。学校教育法第107条第1項は、「大学においては、公開講座の施設を設けることができる」と定める。公開講座は、大学と地域社会の結びつきを強め、大学の教育・研究活動を社会に還元する有力な手段の一つである。最近では、テレビ・ラジオを利用した講座や、ユニークな講師を招いて講座の内容を多様化するなど公開講座ブームが広がっている。

■科目等履修生制度

正規の学生として在籍せずに授業料目の履修を許す制度。通常、高校卒業程度・履修期間1年・単位単価で授業料を納めることになっている。本学の場合も、大学入学資格のある人・教職免許の取得を希望する人等を対象に、各学期につき20単位を限度に履修を認めている。

■教育課程（カリキュラム）

学校その他の教育機関における教育的働きかけの計画全体を指す。高校までの教育機関においては、科学・芸術など文化諸領域から選択した教材区分と児童や生徒の発達・学習の段階に応じた配列を含む教育計画をいう。戦前の「教科課程」や戦後数年間の「カリキュラム」という用語に変わり、1950年代頃から教科以外の多様な活動を含めて「教育課程」という用語が使用されるようになった。戦前の教科課程は文部省が決めていたが、戦後は教師自身の手で編成するという原則が立てられた。しかし、現実には文部科学大臣の諮問機関である教育課程審議委員会の答申に基づいて、文部科学省が作成した学習指導要領によって決定されている。大学では、学部自治の原則に基づいて、学部単位で教育課程を決定している。カリキュラムは学部の看板であり、学部が提供する教育内容のメニューでもある。

■シラバス（講義概要）

講義内容、到達目標、使用するテキスト、成績評価方法など、各科目の詳細な授業計画が記載されている。大学ホームページ(シラバスシステム)、受講許可後は学習支援システム Moodle 上で確認することができる。

■教養教育科目

職業のための専門教育に対し、人々に共通の一般教養を習得させる教育。特に大学の前期にわたる教養課程の教育を指す。わが国においては、学問の専門分野が細分化しすぎて人文的教養(ヒューマニティー)に乏しいことが常に指摘されてきた。

「専門バカ」にならぬためにもその意義は大きい。専門領域の複雑化に伴い、相対的に一般教養を軽視する傾向も見られる。最近では、その縮小論や廃止論まで登場している。問題はそこで扱う教養の内容であり、学際的な研究と対話の可能性を拓くためにも、「職業がしばしば人々を分離させるものだ」とすれば、教養は人々を近づけ結びつけるものである。」という先人(ランジュバン)のことばを銘記すべきであろう。

■北九州市立大学法学会

北九州市立大学法学部は、教員・学生を中心メンバーとし、法律・政治・行政を中心とする諸学の研究および発表を目的とする「法学会」という組織を作り、機関紙『法政論集』の発行、研究会・講演会の開催、法学・政治学・政策科学等に関する資料の提供などの事業を行っている。学生会員は、年会費 4,000 円(C.C. 受講生は年会費 3,000 円)を納入し、機関紙の配布、研究報告の聴講、情報の提供、ゼミ論集への補助などを受けることができる。法学系データベースの維持、2 号館 4 階・政策科学資料室、5 階・法律学科資料室の管理等についても法学会が重要な役割を果たしている。法学部を支える縁の下の力持ちである。

■専門教育科目

大学で学問の各分野に対応して行われる教育を指す。資格制度を持つ専門職に対応した職業教育(医師養成・法曹養成・教員養成等)から、工学・理学・文学・農学・経済学等の教育まで、幅広い領域をもつ教育分野である。わが国の大学の歴史的経緯から、学部ごとの専門分野が細分化しすぎて他の分野への理解を欠くという弊害がつねに指摘されている。この弊害を克服するためにも、学際的研究や専門教育の総合化が要請される。法学部における法律学・政策科学の研究教育活動も、このような長期的展望をもって展開されている。

< 主な参考文献 >

- 青木他編『現代教育学辞典』(労働旬報社、1988 年)
- 碓井正久「教育問題用語の解説」(自由国民社『1990 年版現代用語の基礎知識』)919 頁以下
- 下村哲夫他「教育」(朝日新聞社『1990 年版知恵蔵』)606 頁以下
- 中央教育審議会「中教審ニュース」第 2 号(1989 年)
- 山住正巳「教育」(『1989 年版イミダス』)795 頁以下
- 吉田他編『教育学用語辞典』(学文社、1973 年)

北九州市立大学法学部コミュニティ・コース規程

平成17年4月1日
北九大規程第65号

(趣旨)

第1条 生涯教育の一環として地域住民に大学教育を組織的に提供することを目的として、法学部にコミュニティ・コースを設ける。

(部門)

第2条 コミュニティ・コースに、次の部門を置く。

- (1) 法律部門
- (2) 政策科学部門

(受講資格)

第3条 コミュニティ・コースの受講生は、18歳以上で、教授会の議を経て、学長が適当と認めた者とする。

(出願の時期)

第4条 受講志願者は、毎年所定の時期に願書を学長に提出しなければならない。

(受講コース)

第4条の2 受講コースとして総合コースと入門コースを設ける。

(受講生数)

第5条 教員ごとに若干名とする。

(受講期間)

第6条 コミュニティ・コースの受講期間は1年とする。

(受講科目)

第7条 受講科目は、対面指導を必須とし、受講年度に開講される専門科目のうち、総合コースは5科目以上7科目以内、入門コースは1科目以上3科目以内とする。

(修了の認定)

第8条 学長は、教授会の議を経て、コミュニティ・コースの修了を認定する。

(修了証)

第9条 学長は、コミュニティ・コース修了者対して修了証を交付する。

(受講生の心得)

第10条 受講生は、受講許可証を携帯し、学内諸規則を守らなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、コミュニティ・コースの履修に関し必要な事項は、別に学長が定める。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

第1条 この規程は、令和3年12月7日から施行する。

第2条 令和3年度受講生については、なお従前の例による。

公立大学法人 北九州市立大学

地域連携課 地域貢献係

〒802-8577 北九州市小倉南区北方四丁目 2 - 1

TEL: 093-964-4194

MAIL: chiiki@kitakyu-u.ac.jp